

## 市長の多選禁止について

### 1 現在の提言書素案

現在の提言書素案には、該当する部分はない。

### 2 意見・提案

- ・自治体の予算、人事、公共工事の発注等、強力な権限の保有者が、多選されることをどのように考えるか。

### 3 議論の前提

#### (1) 市長や知事の多選禁止に関する状況

##### ア 多選禁止条例

平成18年10月、神奈川県で初の成立（「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」）。知事の任期を恒久的に連続3期12年までとする。ただし、この条例の施行日は地方自治法や公職選挙法など関係する法改正を踏まえ「別途条例で定める」となっており、現在のところ、法的な拘束力はない。

##### イ 多選自粛条例

多選自粛条例は多選を禁止するものではなく、努力規定とする条例である。次期の首長まで拘束しないために、現職の首長のみを拘束する条例を制定している自治体も多い。

##### <制定自治体>

自治体		制定時期	備考
県	埼玉県	平成16年8月	制定時の知事のみ対象
市区町村	東京都杉並区	平成15年3月	
	神奈川県川崎市	平成15年7月	制定時の市長のみ対象
	大分県中津市	平成15年12月	
	東京都中野区	平成17年3月	
	神奈川県綾瀬市	平成17年3月	制定時の市長のみ対象
	埼玉県松伏町	平成17年9月	制定時の市長のみ対象
	大阪府柏原市	平成18年3月	
	徳島県阿南市	平成19年6月	制定時の市長のみ対象
	神奈川県横浜市	平成19年9月	
	東京都大田区	平成19年10月	制定時の区長のみ対象

## (2) 現時点での法学的な考え方

平成19年5月、総務省「首長の多選問題に関する調査研究会」(座長：高橋和之明治大学法科大学院教授)では、次のとおり報告されている。

- ・ 多選制限は、立憲主義、民主主義の基本原理（基本的な考え方）に沿ったものであると考えることができる。
- ・ 多選制限は、日本国憲法の規定に反するものではない。
- ・ 多選制限は在任期間の制限であり、多選制限を行うためには、日本国憲法第92条の規定に基づき、その基本的な内容を、法律（具体的には地方自治法）に定める必要がある。

(参考) 日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

- ・ 地方自治法において、全国一律に多選制限し、その期間も定めるという考え方と、地方自治法において多選制限が可能であることを定め、多選制限をするかしないか、その期間をどの程度にするかは、各自治体の条例に委ねるという考え方がある。

## 4 方向性

総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」においても議論されており、憲法により保障されている参政権や、職業選択の自由等との関係、多選制限のための法形式には制限があること等から、現時点では、自治基本条例に定めることは難しいのではないか。